



【参考】

雇児発0930第7号
社援発0930第4号
平成23年9月30日

都道府県知事
指定都市市長 殿
各 中核市市長
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

厚生労働省社会・援護局長

児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令等の施行について

児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第123号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、平成23年10月1日から施行されることとされた。これにより、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準（昭和41年厚生省令第18号）、婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準（平成14年厚生労働省令第49号）、里親が行う養育に関する最低基準（平成14年厚生労働省令第116号）、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）、障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）及び児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第178号）の改正が行われ、それぞれ施行されることとされた。また、併せて、児童福祉法施行規則第一条の二十三の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（平成23年厚生労働省告示第373号）、児童福祉施設最低基準第十二条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（平成23年厚生労働省告示第374号）、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準第十六条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（平成23年厚生労働省

告示第375号)、婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準第十四条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金(平成23年厚生労働省告示第376号)、里親が行う養育に関する最低基準第九条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金(平成23年厚生労働省告示第377号)、障害者自立支援法に基づく指定障害者施設等の人員、設備及び運営に関する基準第三十八条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金(平成23年厚生労働省告示第378号)、障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準第三十三条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金(平成23年厚生労働省告示第379号)及び児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準第三十一条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金(平成23年厚生労働省告示第380号)が制定され、それぞれ同日から施行することとされたところである。

改正省令による改正及びその関係告示の趣旨及び内容等については、下記のとおりであるので、御了知の上、適切な運用をお願いする。

記

第1 改正の趣旨

平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成23年法律第107号。以下「法」という。)により、中学校修了前の子どもが施設入所等子ども(法第3条第3項第3号に規定する施設入所等子どもをいう。以下同じ。)として児童福祉施設等に入所し、又は小規模住居型児童養育事業者若しくは里親(以下「里親等」という。)に委託されている場合には、当該施設の設置者又は里親等に対して子ども手当を支給することとされた。

これに伴い、児童福祉法施行規則等の改正及びその関係告示の制定を行うこととし、児童福祉施設等又は里親等が、厚生労働大臣が定める給付金(子ども手当及び児童福祉施設又は里親等にあってはこれに準ずる給付金をいう。以下「子ども手当等」という。)の支給を受けた場合において、その支払を受けた金銭の管理について定めるものである。

ここで、上記の「これに準ずる給付金」とは、「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の運営について」(平成21年3月5日20文科初第1279号・雇児発第0305005号、文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)等に基づき、児童福祉施設に入所する父母がいない子ども等で子ども手当の支給対象とならないものについて行う子ども手当相当額の特別の支援(以下「特別支援事業」という。)に要する費用(以下「特別支援事業費」という。)をいう。

第2 改正の内容及び留意事項

小規模住居型児童養育事業者及び里親、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設、障害者支援施設、身体障害者更正援護施設、知的障害者援護施設及びのぞみの園、救護施設及び更生施設並びに婦人保護施設は、当該施設の設置者又は里親等が入所中又は委託中の児童（入所者及び利用者を含む。以下同じ。）に係る子ども手当等の支給を受けたとき（施設長が当該児童に係る特別支援事業費の支給を受けたときを含む。）は、子ども手当等として支払を受けた金銭を管理しなければならない、その方法及び留意事項については次に定めるところによる。（児童福祉法施行規則第1条の23の2、児童福祉施設最低基準第12条の2、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準第16条の2、婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準第14条の2、里親が行う養育に関する最低基準第9条の2、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第38条の2、障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準第33条の2及び児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準第31条の2）

1 他の財産との区分

- (1) 当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下「児童に係る金銭」という。）をその他の財産と区分しなければならない。この場合において、児童に係る金銭は、原則として、銀行等において当該児童名義の預貯金の口座を開設してこれに預け入れ、その後においても、他の現金又は預貯金と区分しなければならない。
- (2) (1)の「これに準ずるもの」とは、当該児童が入所していた他の施設又は委託されていた他の里親等から引き続いて入所し、又は委託された場合において、従前の施設又は里親等における児童に係る金銭として管理を引き継いだ金銭であって、当該引き続いて入所し、又は委託された後に子ども手当等として支払を受ける金銭等と一体的に管理することとしたものをいう。
- (3) また、児童に係る金銭が預け入れられた口座の通帳の施設等内における保管方法、金銭出納手続等必要な事項を定めた管理規程を整備しなければならない。ただし、里親にあつては、この限りでない。なお、通帳等の保管については、適切と認めるときは、当該児童に行わせることができる。
- (4) 民法（明治29年法律第89号）第830条第1項において、「無償で子に財産を与える第三者が、親権を行う父又は母にこれを管理させない意思を表示したときは、その財産は、父又は母の管理に属しないものとする」とされているところであり、施設の設置者又は里親等は、(1)による預入をするために児童に係る金銭を当該児童に授与するに当たっては、原則として、同項（同法第

869条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による意思表示を行うものとする。この場合においては、施設長(小規模住居型児童養育事業者にあつては養育者とし、里親にあつては当該里親とする。以下「施設長等」という。)を管理者として指定する。また、当該児童に授与する旨及び施設長等を管理者として指定する旨を記載した書面を、最初に授与する際に、当該児童又は親権を行う父母(未成年後見人を含む。以下同じ。)に交付するものとする。

- (5) (4)による民法第830条第1項の意思表示については、施設の設置者又は小規模住居型児童養育事業者が国又は地方公共団体である場合には、子ども手当の請求前に、当該児童に授与する旨の意思表示と併せて行うものとする。
- (6) 障害者支援施設、身体障害者更正援護施設、知的障害者援護施設及びのぞみの園、救護施設及び更生施設並びに婦人保護施設にあつては、子どものみで構成する世帯で入所している場合において、当該世帯に子ども手当の支給に係る児童の親権を行う父母が属しているときは、(4)による民法第830条第1項の意思表示を行うことを要しない。
- (7) 施設の設置者又は里親等は、当該児童が施設を退所し、又は委託を解除される場合においては、(4)により指定した施設長等を引き続き管理者とするか、又は親権を行う父母若しくは他の適当と認める者に管理者の指定を変更するものとする。ただし、当該児童が引き続き施設入所等子どもとして他の施設に入所し、又は里親等に委託される場合には、当該施設の長又は当該小規模住居型児童養育事業者の養育者若しくは里親に管理者の指定を変更するものとする。
- (8) (7)により管理者を変更する場合には、原則として、児童に係る金銭の額及び管理者の変更の内容を記載した書面を当該児童又は親権を行う父母に交付するものとする。
- (9) 国立施設において特別支援事業に準じて支給された金銭とその収益についても、児童に係る金銭に含めて取り扱うものとする。

2 使途

- (1) 児童に係る金銭を使用する場合には、子ども手当等の支給の趣旨に従って用いなければならない。
- (2) 施設の設置者又は里親等は、措置費で支払うべき費用について、法第25条第1項及び第2項の規定による費用の支払の申出を行わないものとする。

3 帳簿又は記録の整備

児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿又は記録を整備しなければならない。

4 退所後又は委託解除後の取扱い

当該児童が退所し、又は委託を解除された場合には、速やかに、児童に係る金

金を当該児童に取得させなければならない。なお、1の(1)による預入をするために児童に係る金銭を当該児童に授与することにより、その時点で当該児童に取得させることが原則である。

第3 施行期日

改正省令は、平成23年10月1日から施行する。

第4 その他

(1) 指導監査について

改正省令による改正及びその関係告示の制定に伴い、各施設等の指導監査においては、子ども手当等として支払を受けた金銭の管理に係る事項が追加されることとなるので、指導監査に係る適切な対応を併せてお願いする。

(2) 特別支援事業における児童の貯蓄金の管理について

「平成22年度における施設入所児童等への特別支援事業における対象児童の貯蓄について」（平成23年1月14日雇児発0114第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「特別支援事業の貯蓄に係る管理運営指針」第3条第1項の規定による児童の貯蓄金の管理については、本通知を適用して行うものとする。